平成２１年（フ）第８７号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6202番地
債務者　吉内　勇一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８７５号
仙台市青葉区上愛子字松原17番地の36
債務者　千葉ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
仙台市青葉区片平１丁目２番11―203号
債務者　安部紀惠子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９００号
宮城県多賀城市桜木２丁目９番14号
債務者　鈴木　正之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
仙台市青葉区水の森３丁目28番23号
債務者　齋藤　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２８号
仙台市青葉区堤町２丁目11番40号　カーサプレミール203号、住民票上の住所仙台市青葉区みやぎ台４丁目16番15号
債務者　渡邊千沙江
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３７号
仙台市青葉区東照宮２丁目６番13―303号
債務者　小原　章子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
茨城県水戸市堀町976番地
債務者　櫻井よし子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅56棟３Ｆ５号
債務者　山田　春男
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅56棟３Ｆ５号
債務者　種市ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
茨城県水戸市酒門町4276番地の２　グリーンパークさいとうＢ棟102号
債務者　清野　智子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
水戸市栗崎町1252番地の１
債務者　高橋　保範
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
水戸市栗崎町1252番地の１
債務者　高橋　はる
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
茨城県水戸市新原１丁目23番２棟204号　新原アパート
債務者　岩井ちか子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
茨城県那珂市瓜連1110番地３
債務者　圷　つや子（旧姓龍崎）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
千葉県千葉市稲毛区小中台町547番地４　ＳＣヒルズ米市207号
債務者　大井　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
茨城県ひたちなか市大字津田2513番地30
債務者　井坂　武彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３９０号
茨城県ひたちなか市大字津田2513番地30
債務者　井坂　友子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所